令和８年１月定例教育委員会会議録

令和８年１月１１日　定例熊谷市教育委員会を熊谷スポーツ文化公園・彩の国くまがやドーム体育館１階控室２に招集する。

○　出席者

渋谷　昌美、小林　敏宏、大石　聡一、石井　智章、上松　妃都美

○　出席事務局

教育次長	三友　孝二
参事兼学校教育課長	中谷　樹
教育総務課長	小暮　洋久
社会教育課長	小澤　信行
中央公民館長	長島　千恵
中央公民館公民館施設担当副参事	島﨑　盛弘
文化センター所長	大野　浩
教育総務課副課長	増田　彩子
教育総務課主査	宮尾　美和

１１時４０分　１月定例教育委員会開会

開会前、教育長から、加藤委員が令和７年１２月２１日をもって任期満了、また、浅尾委員が同じく令和７年１２月２１日付けで辞任され、同年１２月２２日付けで石井委員及び上松委員が新しく教育委員に就任されたとの報告があった。

事務局から傍聴希望者がいない旨の報告があった。

教育長が、令和８年１月定例熊谷市教育委員会の開会を宣言し、本会議の会議録の署名人に石井委員を指名した。

１２月定例教育委員会の会議録については、出席委員全員の承認を得た。

社会教育課長から、本会議前に開催した令和８年熊谷市二十歳の成人式について、事故等の報告はなく無事に終了できる見込みであるとの説明があった。また、新成人の出席状況について、今年は対象者数１，８６２人に対し出席者数１，３２３人で出席率は７１．０５％であり、昨年は対象者数１，８６７人に対し出席者数１，３２１人で出席率は７０．７６％で、人数にして２人の増、率にして０．２９ポイントの増となり、来場された保護者については、６５５人であるとの報告があった。

日程第１（報告第１－１号）寄附申出について

教育総務課長から、熊谷教育推進のためとして、１１月１１日から１２月１０日までの期間にふるさと納税が計５件、金額にして１１万円の寄附申出をいただいた

との報告があった。
　また、匿名の方から民族資料として一眼レフカメラ１万５千円相当、愛知県豊橋市在住の森春樹様から美術品として柿沼宗居画「残雪の山湖」１２万円相当、熊本県天草市の國原則夫様から美術品として三ヶ尻に残る昭和の風景写真（フィルム３冊、冊子『ふるさと往来』及びその写真データを納めたＤＶＤ、写真雑誌２冊）２万円相当を、それぞれ熊谷図書館に寄附申出いただいたとの報告があった。

日程第１（報告第１－２号）２月教育委員会行事予定について
　教育総務課長から、今後の予定として、今週１５日に大里地区教育委員会連合会視察研修、２月３日に大原中学校において２月定例教育委員会を、それぞれ開催予定であるとの説明があった。

日程第１（報告第１－３号）令和８年度教育委員会開催日程について
　教育総務課長から、１２月定例教育委員会で提案した令和８年度教育委員会開催日程については、これを正式な日程とするとの報告があった。なお、一部未定となっている会場については決定次第改めて通知するとの説明があった。

日程第１（報告第１－４号）熊谷市総合振興計画審議会の委員候補者の推薦について
　教育総務課長から、総合振興計画審議会の委員については、令和４年度以降、加藤委員にお願いしていたが、加藤委員が１２月２１日の教育委員の任期満了に伴い、教育委員を退任されたため、後任の総合振興計画審議会の委員の推薦依頼があり、石井委員に承諾をいただき、熊谷市総合振興計画審議会の委員候補者として推薦したとの報告があった。

日程第１（報告第１－５号）熊谷市民生委員推薦会委員の推薦について
　教育総務課長から、当該委員については、令和６年１２月から浅尾委員にお願いしていたが、浅尾委員の１２月２１日付け教育委員の退任に伴い、後任の民生委員推薦会委員の推薦依頼があったため、上松委員に承諾をいただき、熊谷市民生委員推薦会委員として推薦したとの報告があった。

日程第１（報告第１－６号）熊谷市教育支援センター「さくら教室」について
　学校教育課長から、不登校の児童生徒を対象とした市の施設、熊谷市教育支援センター「さくら教室」について紹介があった。
　不登校の児童生徒数は年々増加傾向にあり、全国で３．９％、本市は全国統計と比べるとやや少ない３．１％であるが、さくら教室は、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・

指導を行うことにより、社会的自立を目指すための教室で、学校外に設置している支援施設であるとの説明があった。現在、さくら教室は、くまぴあの多目的室を借りて、嘱託３名を配置し、令和６年度１４人、令和７年度１９人が通級している。

また、今年度から新しくはじめた「新くまなびスクール支援室」は、学校ごとに校内に教育支援センターを作ろうとした取組みで、現在１４９人が利用し、不登校傾向にある児童生徒に、なんとか学校に触れ合う機会を設けようとしたものである。

学校への適応に苦しむ子どもがいた場合は、さくら教室等を案内していただきたいとの説明があった。

日程第２（議案第１号）熊谷市立地域会館条例の施行期日を定める規則

公民館施設担当副参事から、本議案は、熊谷市立地域会館条例附則第１項の規定を受け、地域会館条例の施行期日を定めるもので、現在整備中の４つの地域会館の供用開始時期等を定めるものであるとの説明があった。

まず、熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の改正が地域会館に関する部分を除いて令和８年４月１日、次に、各公民館の廃止時期が、大麻生公民館は５月１日、大幡公民館は６月１日、三尻・佐谷田の各公民館は７月１日とし、地域会館条例の本則の施行は８月１日、同時に大幡会館及び大麻生会館の供用を開始し、三尻会館及び佐谷田会館の供用開始は９月１日となるが、入札不調が続いて先に落札等された地域会館から順次着工となったため、供用開始時期も４館同時ではないとの説明があった。

また、既存公民館の解体工事と地域会館の外構の仕上げ工事が同一の工事契約となる見込みであること、新施設の供用開始前に解体工事をできるだけ済ませることができれば安全確保の点からも望ましいことなどから、先に公民館を廃止し、その２～３か月後に地域会館がオープンする工程となっており、数か月間、新旧いずれの施設も使用できない期間が生じるが、他の公民館の使用料減免を広く認めること、新施設の開設準備が整い次第、内覧会やプレオープンのような形で利用機会を確保することなど、市民・利用者視点での柔軟な対応に努めていくとの説明があった。

なお、施設としての公民館は廃止され地域会館となるが、組織としての公民館は存続するため、三尻公民館、佐谷田公民館等の従来からの愛着のある名称も、引き続き使用可能であるとの説明があった。

（質疑等）

石井委員から、公民館と地域会館の違いについて質問があり、公民館施設担当副参事から、公民館は社会教育法に基づいて設置するものであり、地域会館は社会教育法に基づかず、条例設置という形での施設になるため、その利用にあたってはこれまでの公民館よりも自由度が高まるとの回答があった。例えば、社会教育法に基づく公民館では、営利活動が原則禁止とされているが、地域会館においては、商売

目的の利用は基本的には想定していないものの、サークルの方が作った成果品を今までは展示するだけだったのを展示即売会にしたり、講座で使用する用品の販売を行なったり、緩やかな営利活動を認め、社会教育法上の規制を直接受けないのが地域会館であるとの回答があった。

石井委員から、地域会館の法令上の根拠は何になるのかとの質問があり、公民館施設担当副参事から、地方自治法の公の施設になるとの回答があった。

石井委員から、地域会館は、社会教育法上の公民館としての位置づけ・性格も兼ねるのか、また、こうした公民館から地域会館への移行は、熊谷市だけでなく全国的な流れなのかとの質問があり、公民館施設担当副参事から、施設としては公の施設で、そこに配置する教育委員会の組織としては公民館が管理・事業運営することになるため、これまで同様に社会教育や生涯学習目的の事業は引き続き行っていくとの回答があった。また、地域会館等への移行（社会教育法の解釈・運用の柔軟化）は、国もそのような方向性を示しており、例えば深谷市では、あくまでも公民館としての位置づけはそのままに、その範囲内で可能な限り営利目的の使用も緩やかに解釈する運用を行っており、手法は異なるがその方向性は同じものとなっているとの回答があった

（議案は原案どおり可決）

日程第２（議案第２号）熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

文化センター所長から、熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明があった。

プラネタリウム館は、プラネタリウム投影機を新たな機器に更新し、本年４月４日にリニューアルオープン予定であるが、今回の投影機更新の機会に、昭和５４年の施設の開館以来、見直しを行っていなかったプラネタリウム館使用料について、昨今の物価情勢及び近隣他市のプラネタリウム施設使用料との均衡を図るため、小学校就学前の方を条件付き無料から完全に無料とし、小学生・中学生を５０円から１００円に、高校年齢以上の方を１００円から２００円に増額する、熊谷市立文化センター条例の一部を改正する条例を、１２月市議会定例会に提案し、可決された。

本議案は、これを受け、熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を諮るものであるとの説明があった。

改正の内容は、一つ目は、別表の改正で、プラネタリウム館を団体利用する際に提出いただく「利用申込書」と利用申込に対する「許可書」について、それぞれの様式内に記載のある使用料にかかる表記を、今回の条例改正により変更となった対象者及び額に改定するとの説明があった。

二つ目は、附則で、附則第１項は、施行期日を条例の施行期日と同じ令和８年４月１日からとするもので、第２項は、経過措置であるとの説明があった。

（議案は原案どおり可決）

（その他）後援等承認決定した事業一覧について

教育総務課長から、１１月１６日から１２月１５日までに後援等承認決定した事業が１０件あったとの報告があった。

（その他）江南幼稚園閉園式のお知らせ

教育総務課長から、３月２０日に予定されている江南幼稚園の閉園式への出欠席について、２月１３日までに回答をいただくよう、教育委員へ説明があった。

（その他）１２月市議会定例会に提出した教育委員会関係の議案等承認の報告

教育総務課長から、１２月定例教育委員会で報告した教育委員会関連の議案等については、全て議会の承認を得たとの報告があった。

また、同定例会での市政に関する一般質問のうち教育委員会関連の質疑応答を抜粋したものを教育委員へ参考配布した。

（その他）熊谷市立小・中学校の卒業式の告辞について

学校教育課長から、熊谷市立小・中学校の卒業式における市長部局及び教育委員会関係参列者案が決定し、教育委員会からの参列者については、当日告辞を述べる予定であるとの報告があった。

ほかに報告はなく、教育長の宣言により、令和８年１月定例熊谷市教育委員会を閉会した。

（１２時２０分　閉会）

署名　　教育長　　渋谷　昌美

委　員　　石井　智章